

令和3年度山形県高齢者・障がい者虐待防止会議 議事録

日時：令和4年1月27日（木）

午後2時～午後3時50分

場所：Web開催

1. 開会

2. 部長挨拶

渡邊健康福祉部長

3. 座長選出

事務局より山形県弁護士会 倉岡憲雄氏を提案し、委員了承。
協議の進行を座長に交代。

4. 協議

(1) 高齢者・障がい者虐待の状況について

令和2年度の高齢者虐待の状況について、【資料1】により、事務局から説明した。
令和2年度の障がい者虐待の状況について、【資料2】により、事務局から説明した。

(2) 関係団体の高齢者虐待防止等に係る取組み状況等について

「市町村の高齢者虐待防止等に係る体制整備状況について」及び「関係団体の高齢者・障がい者虐待防止等に係る取組み状況について、【資料3、4】により、事務局から説明した。

また、関係団体の取組みに関する課題等について、【資料5】により各団体より報告し、事務局から回答した。

(石沢委員)

- コロナ禍で成年後見業務を行うにあたり、本人との面談がなかなか難しい状況にあります。これは成年後見業務に限らず、親族の方の面会も同様の状況だと思います。そのような中、施設によっては、別室でZoomを使つての面談など面談可能な環境を作っている施設も増えてきておりますが、虐待防止の観点から、施設に入っている方ご本人様の居室の状態まで確認することが出来れば有効ではないかという提案になります。

(事務局)

- 施設における面談方法につきましては、基本的にはそれぞれの施設で取り決めをしており、タブレット等を活用して、面談するなど、それぞれが工夫をいただいているところでございます。

本日からまん延防止等重点措置も実施されるなど現在、新型コロナが急拡大している状況であり、居室の確認というのが理想的ではありますが、なかなか新型コロナが収束するまでは、難しいと思っております。

今後、新型コロナが収束に向かえば、状況は変わってくるかもしれませんが、現時点では、施設職員の聞き取り等可能な範囲での対応になってくると思います。

(奥山委員)

- 虐待防止の特効薬ではないのかもしれませんが、社会福祉協議会では、虐待が起きないように福祉共育の推進に取り組んでおります。

福祉共育とは、特に学校において、自他の生命、人権、生き方や人権権利の尊重ができる人間性を育てるための取組みになります。

現在、新型コロナウイルスの関係で地域活動が非常に難しくなっており、学校と連携などが、社協としては希薄になっております。本来ですと、総合学習の時間などで連携させていただき、福祉共育を推進しながら、心の醸成を行っていければ良いのですが、今は学校の方も、非常に忙しい状況で、連携の部分を課題と感じており、今回、提出させていただいたところでは、

(事務局)

- 県社協さんが推進している子供の時から生命や人権を尊重する福祉共育の取組みは非常に重要であり、引き続き、普及啓発をお願いしたいと考えております。高齢者支援課としても、機会をとらえて、教育庁に情報提供するなどしていきたいと思っております。

(三條委員)

- 我々が問題と捉えているのは、認知症と診断された方の免許制度になります。認知症であれば、免許を取り上げられますが、その際に必要になるのが、医師の診断書です。これを記載する際、診断書には、認知症か否かしありません。

ところが認知症には、色々な種類の認知症があります。あまり広く知られていないかもしれませんが、治る認知症もあります。

例えば、外傷性の認知症の場合、外傷が治癒した結果治ってしまう、薬剤性の認知症の場合、薬剤投与によって一時的に認知症の状態が起こる場合もあります。また、正常圧水頭症は、これは外傷でも起こりますが、内圧が上がった結果、脳の正常な機能が阻害され、認知症の状態になります。これらの認知症は、元の原因となっている疾患を治療した結果、治ってしまう場合があります。このような様々な要因を考慮しないで、認知症だからという診断をしてしまうとその人たちは認知症が治った後であっても免許が無いという状態になります。ここで診断基準やガイドラインが明確になっていないと記載しましたが、そういう意味になります。

一方、山形県はかなり広い面積の二次医療圏もあり、最上地方の場合、買い物に行くにも車が無いと行けない。普段、診察をしているとそういう方であることが非常にわかっているにもかかわらず、認知症が疑われるということで、診断書を書くときに取り上げられてしまいます。そうすると、その人たちが置かれている環境がまさに虐待されているような、ネグレクトのような状態になり、買い物にも行けない。

また、免許返納の人たちへのサポートとしては、これは県ではなくて市町村レベルですが、市町村では、この事業が始まった時、タクシー券やバスの無料券など、様々なサポートが行われたものもありましたが、すべて単年度の施策であり、継続されているところはほとんど無い実情があります。

交通安全と引き換えに高齢者が車を手放してしまった後、まさに虐待のような悲惨な状況になっています。医師として、この方に免許を与えた場合、どれだけ交通事故が起こり得るかわからないので、認知症だからという理由で免許を取り上げる診断書を書くかどうか現場の判断に困ることがあります。現場としての葛藤がかなりあるという声が会員から上がっています。

(事務局)

- 1点目の診断に係るガイドライン等にかかる課題につきましては、事前に県警の運転免許課をご紹介させていただき、医師会さんと運転免許課さんで詳細なやりとりを行っていること承知しております。

2点目の運転免許証を返納した高齢者へのサポートについて、県では、消費生活・地域安全課で山形県運転免許証自主返納者等サポート事業を実施しており、タクシー料金の割引やバス定期券の低価格での購入支援など、協賛いただいた事業所からサービスを受けられるような事業が行われているところです。また、県内市町村においても、タクシー券の交付など支援しているところもありますので、広く周知をしていきたいと思っております。

(三條委員)

- 追加の質問ですが、そのサポートが行われている地域はどのくらいありますか。

(事務局)

- 詳細な資料は持ち合わせておりませんが、協賛店は各地域にあるかと思えます。1月現在で協賛店の数としては、512か所ほどありますが、地域別に一覧が県ホームページに掲載しております。

(菅野(弘)委員)

- 看護協会では、看護職に対して、認知症高齢者の対応研修をやってきましたが、虐待防止としての研修が特に訪問看護ステーションでは行われておりませんでしたので、今年度から訪問看護ステーションでも、いろんな情報を集めながら研修会を行っていきたいと考えており、その辺りが課題となっております。

(事務局)

- 虐待防止に係る研修につきましては、県でも、養介護者施設等の職員向けに研修を開催したところです。また、各施設でも独自に実施しているところがございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、本日資料でお配りをしております虐待防止のパンフレットについて、希望があれば、必要部数をお送りすることも可能ですので、研修会等に活用していただければと思ひます。また、パンフレットは、県ホームページにも掲載しておりますので、ご覧いただければと思ひます。

(倉岡委員(座長))

- それでは、他の委員の方で何かご意見、ご質問はありますか。せっかくの機会ですので、本日、ご参加の皆様方からご意見等を頂戴したいと思ひます。

今までの事務局からの説明も含め、皆様からご意見がありましたらお願ひします。時間の関係がございますので、1人2分程度でお願ひします。それでは、名簿順にお願ひします。

以下、各委員からの御意見等に対して、事務局から適宜回答した。

(鈴木(祐)委員)

- はじめに資料4について、「高齢者」という文言が3ヶ所ございますが、この3か所を「高齢者及び障がい者」と修正をお願ひします。

当連合会の啓発活動についてですが、高齢者障がい者委員会が発足したのは平成30年度でした。県全体としての実質的な取組みは、翌年の令和元年度から、高齢者施設や障がい者

施設を訪問して啓発活動という形で実施してきました。その後、令和2年度から、さらに一歩進めた活動をしようと思いましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、施設訪問が不可能という状態になっております。以来、この2年間、ほとんどの活動が出来ておりません。

施設を訪問しなくても、活動できる非接触型の活動について検討しており、また、高齢者の方、障がい者の方に対する啓発活動はどうあるべきか合わせて検討していくことで、方針の見直しも考えているところです。

(千田委員)

- 法務局では、資料4のとおり全国的なものも含めて活動しています。特に人権擁護委員連合会さんと連携して、人権啓発活動、それから人権相談への対応を行っております。啓発を行うに当たっての重点目標を定めており、高齢者の人権を守ろう、また、障害者への差別を無くそうといった点に取り組んでおります。

先ほどお話しました人権相談について、相談を受けた際に、人権擁護機関として回答出来る範囲でアドバイスをを行い、関係機関を紹介することもあります。その人権相談の中で、虐待に関わるような相談があり、人権侵害の疑いがあれば調査を進め、関係課と連携し、事案に応じた適切な措置を行っております。

それから人権教室を開いております、人権に関わる啓発を行っており、講演会等も開催しておりますので、もし研修等、何か講師として派遣して欲しいなど要望がありましたら、是非、ご連絡いただければと思います。

(菅委員)

- 関係団体の取組み状況にもありますが、通年で成年後見センターぱあとなあ山形を運営しており、家庭裁判所さんと連携して、名簿の登録、後見人の候補者推薦などを実施しています。

また、高齢者障がい者の権利擁護に関する連絡会「こまくさ」の事務局や県からの委託事業で、市町村職員等高齢者虐待防止情報交換会を開催するなど市町村や地域包括支援センターの職員向けに虐待に対しての基礎知識や虐待通報から連絡、相談、各種関係団体との連携の取り方、終結までの流れをガイドラインに沿って、皆さんで体験する事例検討会などを実施しております。

その他、山形県の高齢者虐待対応専門チームの派遣業務を受託しております。また、介護保険サービスの事業所やケアマネジャーさんでも、高齢者・障がい者の虐待に対して様々な取組み状況や報告をまとめたり、マニュアルを作成したり等業務があると思います。社会福祉士会として、アドバイスをしたり、相談を受けたりしておりますので、何かありましたらご連絡いただき、連携させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(高野委員)

- 民生委員児童委員協議会として、高齢者や障がい者虐待に関しての個別の取組みはやっておりませんが、我々の見守り活動の中で、虐待関係があれば、関係機関につないでおります。ご参加の皆さんも同じ状況だと思いますが、我々は対面の活動なので、新型コロナの影響で対面の活動は出来ていない状況で、その辺が今後の課題と認識しております。

また、認知症の方も増えているとお話があります。先ほど医師会さんから運転免許の更新の件もありましたが、運転免許返納後のサポート体制がきちっとしないと特に山形県の場合

合、農村地帯も多いので、なかなか難しいと思います。

(菅野(祐) 委員)

- 私どもの虐待防止につきましては、資料4の通り、新人職員研修や中堅職員研修の中で虐待防止の取組みを実施しております。さらに会員施設においても、定期的に虐待に該当する事例があるか否かを検証する委員会を開催しており、その中で虐待防止研修を実施しております。

また、先ほど、リーガルサポートさんから施設の面会制限について、課題がありました。面会については、コロナ禍で施設においても色々工夫して実施しており、出来る範囲で取り組んでおります。今後ともよろしく申し上げます。

(大島委員)

- 老人保健福祉施設協会として、虐待防止に向けた取組みとして、身体拘束禁止宣言をしておりますので、今後とも継続していきたいと思っております。

私の立場から県の方へお願いしたいことがございます。課題として、介護を目指している職員が足りず、非常に困っています。職員たちは、頑張っているのですが、重度の方たちが増えており、現場では慢性的に職員が不足しております。県としても、若い人たちが余裕を持って介護をできる環境や若い方を育てる施策を進めていただきたい。

また、元気な高齢者もたくさんいらっしゃいます。そのような方たちに介護のやり方を覚えていただくための研修を受けていただくなど、公的な資格を取るための費用を補助していただきたいと思っております。元気な高齢者が介護の現場に目を向けて、お手伝い出来る制度を作っていただきたいと思っております。老人保健施設協会としてのお願いでございます。

(事務局)

- 介護人材の確保というものがやはり非常に大きな課題であるということで、県の方でも、介護職員サポートプログラムに総合的に取り組んでいるところです。

なかなかすぐに効果が出るものではないのですが、今後、継続しながら、取り組んでいく必要があると思っております。是非、皆様のご意見を伺いながら、より良い事業につなげていければと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

(五十嵐委員)

- 県の資料にあります、被虐待者の6割が介護保険の認定を受けており、そのうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が半分を占めており、被虐待者の方たちのほとんどに認知症や認知機能の低下などの症状が出ております。虐待をしている、また虐待を受けている方は、認知症と関わりがあるため、認知症の人やその家族が虐待事案の当事者となっており、家族の会としても非常に残念な状況であります。

そのような状況の中、資料にもありますが、家族の会では、県の事業を受託し、平日の月曜から金曜日までの午後に電話相談や来所相談を行い、介護による悩みなどをお受けしております。当事者として、同じ悩みを抱えている立場で話を聞いたり、必要なサービスや機関等につないだり等の事業を実施しております。連絡先等は県のホームページ等にも掲載しておりますので、本日お集まりの皆様にも御承知いただき、何かありましたら御連絡くださるようお願いいたします。

また、コロナ禍でも認知症の当事者として、悩みの共有であるとか、孤立させないことが重要でありますので、県内各地で集いを行っております。集いには、会員か否かにかかわら

ずどなたでも参加可能で、山形と米沢では毎月行っております。実績は、年間で延べ約 400 名近くの方々が集まっております。さくらんぼカフェだけでなく、このように県内各地で取組みを行っていることも知っていただければと思います。よろしくお願ひします。

(佐々木委員)

- 少しお時間を頂戴し、山形県介護福祉士会の研修体系や取組みをお話しします。

県の研修体系つまり、日本介護福祉士会の研修体系に沿った研修になりますが、次の介護保険制度の報酬改正つまり令和 6 年度の改正に向けて、この研修体系をさらに充実させた取組みを日本介護福祉士会と一緒に様々な事業を展開している途中にあります。

その中で、先ほど家族の会の五十嵐さんからお話がありましたが、認知症をテーマにした科目や自立支援、権利擁護や虐待防止などは外せない科目となります。

私の現職は特養の相談員ですが、うちの施設の委員会で虐待防止と身体拘束が一緒になった委員会が立ち上がっています。そういった中で、介護のプロに何が大事なのか色々な切り口で今後の研修においても現状をお伝えしていければと改めて思いました。

あと 2 つほど、お話をさせていただきますが、先日、地元の南陽市の社協さんと赤湯小学校にお邪魔してオンラインで小学校と私の施設をつないで、交流会をさせていただきました。テーマは、コロナ禍の高齢者施設において、利用者さん主体のケアがどのように出来るか、ご家族との連携はどうなっているのか等で、オンラインを活用した様々な可能性の話をしました。本日、ちょうど他の出席者の方から、オンライン面談のお話がありましたのでうれしく思ったところで、手応えを強く感じました。今後もコロナの状況がしばらく続きますので、取り組んでいきたいと考えております。

もう 1 点、先生方にお話いただいた中で、認知症の方の運転免許の件になります。私も日中は介護の送迎もしておりますが、運転免許がゼロか百では難しい。特に山形では認知症があるか無いかで、免許を返納させるのは難しいと思います。例えば、先ほどの認知症も最初から重度になる訳ではないため、段階によって免許を返納したり、日中に限って運転を認めたり、柔軟な施策も出来ればありがたいと思います。

(高橋委員)

- 先ほどリーガルサポートさんからもありました通り新型コロナウイルス感染症の拡大により、本来業務である有料老人ホーム等の施設へのモニタリング等が断られるケースが最近多くなっているように思います。また、居宅においても、このオミクロン株の感染拡大により、新型コロナウイルス感染症がはやり始めたときのように、訪問を断られたり、サービス担当者会議が開催されなかったり等、介護の重度化の方や虐待を受けている方を早期発見できない可能性が出てくると感じております。よろしくお願ひします。

(大江委員)

- 私どもの取組みは、こちらに掲載している通りですが、包括支援センターは各市町村に設置されており、直営と委託に分かれております。それぞれのセンターで、関係機関向け、市民向け等虐待防止に関する研修会が行われております。

それから、毎年参与団体の方々、特に権利擁護に関する部分では、弁護士会の先生方や司法書士会の方々等、様々な方に入っていただいて、取組みについて協議させていただいておりますが、今度、一般社団法人化することになりましたので、ますます活動が活発に出来ると考えているところです。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

(黒沼委員)

- 私どもの団体は、当事者団体になりますが、山形県内には、障がい者に定義される、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が約7万人おります。

その中で施設を利用されている方々は、4,000人から5,000人くらいかと思っております。私どもの団体は、障がい者の方々の社会参加を推進する組織で、日々、それに係る仕事をしております。また、施設経営や在宅サービスも行っています。

その施設では、通年、虐待を防止するための体制づくりを行っており、法人の虐待防止対応規定に基づき、年に1,2回虐待防止委員会を開催し、話し合いをしております。また、職員の倫理観を高めるために、行動指針、掲示物等での周知徹底、職場内での研修を実施するなどの取り組みを行っております。

我々の仕事は、感情労働といいますが、その人に合わせながら、感情をコントロールしながら仕事をする、そういう仕事ですので、そこにストレスがたまる、そのストレスを払拭するにはどうするか、そういう研修も実施しております。その他、事故や虐待を防止するための環境づくりとして、ヒヤリハット事例について日頃から、検討を行っております。

続いて、これも通年になりますが、県の委託を受け、県内在住の障がい者の方を対象に「障がい者110番事業」を行っております。こちらには、年間200件程度の相談があります。内容は書いてありませんが、障がい者の方々の相談窓口として、様々な相談が寄せられています。

また、身体障がい者の相談員研修についてですが、コロナ禍のため集合しての研修会は出来ませんでした。県内には、166名の身障相談員の方々がおります。その方々が障がい者のご家庭を1軒1軒、回って、話をしたり、悩みごとを聞いたりしている中で、虐待や、虐待を疑われるような案件もあるようです。

日頃の業務をこなしながら、虐待につながらないように、また、相談を受けた時には解決できるよう取り組んでいきたいと思っております。

(井上委員)

- 冒頭、部長からお話がありましたが、会員施設でもある県立最上学園の虐待問題に関しては、今日ご出席の皆様にも大変なご協力をいただき、ありがとうございました。また、県からも非常に丁寧な対応をいただき、お礼を申し上げたいと思っております。

私たちの取組み状況については4ページに載っておりますが、権利擁護セミナーや権利擁護推進委員研修を実施しました。偶然にも津久井やまゆり園という大変大きな事件から今年で6年目を迎え、改めてその意味や問題点を検証しようという形で2つの研修会を組ませていただきました。研修会では、毎日新聞の上東記者や東洋英和女学院大学の石渡先生から丁寧に関わっていただき、ご講演をいただきました。

それから、皆さん方と共有したいのは障がい者の虐待の8割は大体、知的障がいを持つ方たちが受けている数字がありますので、やはり虐待防止は当協会にとっても非常に大きな課題と思っております。事業所についても、先ほどお話がありましたが、虐待の防止は、国の制度もさらに強化されて、各事業所にも義務づけられると思っておりますので、今後とも虐待の防止に向けて皆さんのお知恵を拝借しながら、少しでも少なく、根絶出来るよう取り組んでまいりたいと思っております。

今後ともご協力方、よろしくお願ひします。

(阿部委員)

- 神奈川県はやまゆり園の事件、それから、今回の最上学園の事件について、知的障がい者を持つ親としては見過ごすことの出来ない、非常に関心のあることでした。虐待については、個人の努力も大事ですが、施設全体それから地域全体、県全体、全国的な取組みとして、虐待を無くしていく仕組みが必要であると思います。

それから、先ほどもありましたが、介護や知的障がい者と関わる職業は若者から人気のない職場という話があります。何で人気がないのか、教育の問題もあるかもしれませんが、仕事内容もあるかと思えます。具体的には申し上げますと待遇が悪いという話もあります。特に知的障がい者施設は一番待遇が悪い、そういう福祉の中でも、介護よりももっとひどい話もあります。とはいっても、どんぐりの背比べだと思います。障がい者の支援に携わる職場が人気の職場になるような仕組みづくりが必要だと思います。私どもの組織としては、全国の仲間たちと一緒にあって、その点を頑張っていきたいと思っておりますので、行政の方でも是非、ご尽力をお願いします。

(清野委員)

- 当法人では、山形県の障がい者虐待防止・権利擁護研修事業に御協力させていただいております。研修は、障がい者福祉サービスの事業所職員の理解を深めることや、市町村福祉課の障がい者虐待防止の担当職員の専門性強化を図る目的で実施しております。全国的に、福祉施設等での虐待が大きく報じられおり、山形県においても、残念ながら虐待が発生している状況です。

虐待は重大な結果となる前に何よりも未然の防止が重要になります。施設の中で働いていると、必ず虐待の芽があります。誰もが虐待の芽を持っているということを基本として、その芽を小さなうちに摘み取ることを福祉サービスに携わる者として常に意識することが大切でありますので、研修の中で、事業者の皆さんにお伝えしていきたいと思っております。

今後とも皆様方と協力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

(渡邊委員) ※会議後、聴取

- 警察では、高齢者・障がい者虐待に関し、ストーカーやDV等の恋愛関係のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案とともに、過去事例から重大事件に発展する危険性が高い人身安全関連事案として対応しています。警察本部及び県内14警察署では、それぞれ対処体制を確立し、相互に連携して対応しております。

警察では、ほぼ毎日、夫婦間や親子間、男女間のトラブルを認知しており、警察が出来る対応として、暴力行為が伴った事案は、「予防に資する検挙措置」、「行為者と被害者の分離措置」を行っています。

この種の事案は、家庭内や施設内等の限られた閉鎖的な場所で発生することから、認知時において、将来的に重大事件への発展を予想することは困難でもあります。

したがって、虐待事案もストーカー・DV同様、暴力を伴った事案は、警察官が行為者に対して確実に面接し、人命を失う最悪の事態を予防するという視点で検挙・警告による予防措置を講じております。

そして、長期的な保護対策については、市町村、関係機関、団体の皆様の協力が必要であり、これまで同様、引き続き関係団体の皆様の御協力を得ながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(丹野委員)

- 皆様からお話があった通り、理想は虐待が無いことが理想ですが、市の虐待の相談窓口に対して通報があるところです。市としては、通報があれば、迅速に、コア会議を開催して対応しており、仮に分離が必要になった場合、体制をきちんと整備して、適切な分離が出来るように対応していきます。

ただ、現在は、コロナ禍というところで、その分離の判断に対して、分離の対応として、受け入れる施設側で、迅速な受け入れができるのか不安があります。市としては、不安を抱えながらにはなりますが、虐待に対して対応していきたいと考えているところです。

(鈴木(和)委員)

- 庄内町の状況についてお話させていただきます。

障害者虐待の案件は、近年、事例や相談は確認されておりましたが、高齢者虐待については、地域の連携や関係機関とのネットワークが構築されていることから、通報件数も多くなり、虐待認定件数も増加傾向にあります。

種別としては、身体的虐待や心理的虐待が大半を占めております。本町の場合、身体的虐待の通報があった場合、警察とも連携して、ケースによっては聞き取りや、痣の確認、町と包括が事実確認の聞き取りの間も近隣で待機してもらうなどの協力をいただいております。

高齢者虐待の背景として、昔から積み重ねられた家族関係の悪化がありますが、最近特に多くなったのが、認知症を有する高齢者について、養護者が本当に手を尽くして介護はしていても、一時的なものから虐待案件となる事例が多く見られております。

今後も、地域、町民には虐待についてはもちろん、認知症の理解や家族の支援についても周知、理解をしていただくことが重要と思っておりますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

(有海委員)

- 今回、障がい者虐待防止のパンフレットなども拝見し、大変勉強させていただいているところです。本大学の障がい学習支援センターは、開設してから、6年が経過しておりますが、障がいの診断を受けている学生が年々増えております。障害の中では、発達障害が一番多いのですが、それ以上に精神障害も、コロナ禍もあり、どんどん増えております。精神障害があるため、合理的配慮をした上で、就学を支援することが非常に難しいと感じております。面談や相談をしていく中で、その家族関係の難しさとか、ネグレクトや心理的虐待が少しでも疑われるケースも近年、見えてきております。

また、学生本人もどこに相談すればいいのか、そして我々自身も、どこに相談していくのか、最近、困ったことがありましたので、今回のパンフレットや皆様方の情報もいただきながら、こちらで理解促進のための研修会なども企画していく必要があるのではないかと今回、出席させていただき、痛感したところです。我々、当然教育機関でもありますので、学生への理解啓発も含め、必要なことを考えていきたいと思っております。今日はありがとうございました。

(日比委員)

- 今日、初めて参加させていただきました。皆様のお話をお聞きし、本当に虐待の防止は難しいということを改めて、勉強させていただきました。虐待については、誰でも加虐者になりうる、どこでも起こりうると感じております。また、加虐者になってしまう方についても、色々なアプローチを考えないといけないと思えました。加虐者がその社会的に孤立している、

家族が居ても友人が居ても職場に同僚が居ても社会的に孤立している。そのようなところで、周りが気付けるようになるにはどうしたらいいのか、インボランタリー化、パワーレス化という言い方をしますが、加虐者も諦めているところにどのように介入するのか勉強させていただけたらと思いました。

また、会議の中で繰り返し話題になりましたが、福祉人材の確保についてです。私、大学に勤めておりますが、本当にこれは難しいと思えます。皆さんが言われますように、待遇面を改善していくかということとは大きな課題だろうと思えます。待遇面を改善するためには、福祉の援助職と言われる方たちの色々な専門性、業務の固有性についてきちんと説明出来るようなことが必要ではないかと思いました。

私も特別養護老人ホームに勤めておりましたが、生活課題に寄り添うため、ほとんど色々なことを行い、なんでも屋になるような仕事で幅が広いと感じたところでした。その中にあるのは、福祉援助職の専門性、業務の固有性などソーシャルワークの色々な理論とかアプローチについて読まれたことあると思えますが、なかなか現場に適用できるものに無っていないかもしれない。理論と実践の乖離と言われたりすることもありますので、学校に勤務している者として、何か提案できないか勉強させていただけたらと思いました。

(下村委員)

- 本学は今年度より、人間関係学科が新設され、そのコースの一つに、社会福祉士の養成もスタートしました。その社会福祉士も含め、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の養成も行っており、養成機関として、現場に出る前の教育を行い、その人権意識を形成することは、非常に大切であることを認識しております。人権の尊重、尊厳、権利擁護、虐待防止の理解に関する内容は、関連科目に含まれていることはもちろん、特にその実習に関連する事前事後の指導でも評価対象としております。あとは学科間でも、実習に関する会議を中心に、実習の手引きに権利擁護等が含まれていることも、共有し、確認して、教育にあたっております。皆様方には、実習等で大変お世話になっているところですが、これからもよろしくお願いいたします。

(倉岡委員 (座長))

- それでは弁護士会について申し上げます。
資料4には色々な事業内容を記載しておりますのでそれを参照していただければと思います。その他、特に成年後見関係について、資料3にもありますが、各市町村の申立費用の助成、報酬の助成など、これを拝見しますとほとんどの市町村で助成していただいております。ただ、実際はそれぞれの市町村で要件が様々であり、また、助成制度はあるけれどもなかなか利用しにくい現実もあるように思います。
今後、成年後見制度について、後見人の報酬の減額の問題なども、現在、検討されているようでもあります。虐待を防止するためには、成年後見制度もきちっとした形で利用者の費用がかからない形での利用が非常に大切だと思います。弁護士会としても、山形県はじめ、各市町村、それから関係団体と、情報を共有しながら連絡を取り合って、柔軟に対応できるように頑張っていきたいと思っております。

(石沢委員)

- リーガルサポート山形支部も成年後見を通してしか虐待問題に関与できないですが、資料

4に記載させていただいた通り、山形県司法書士会と、共催で、電話相談等を受け付けておりますので、虐待に特化した事業ではないのですが、成年後見制度の相談等がありましたら、ご利用いただければと思います。

(奥山委員)

- 課題のところで話したものの以外になりますが、資料にも記載しており、社会福祉協議会が各市町村にもございます。その地域での見守り活動を推進しながら、小地域福祉ネットワークという言い方をしますが、福祉協力員など、地域の住民の皆様に、見守りの担い手になっていただき、さりげない見守り活動をしていただいております。

先ほどの県の報告にもありましたが、色々な気づきや相談が通報につながる部分もあるかと思っておりますので、地域での人材育成が非常に重要になってくると思っております。

(三條委員)

- 先ほど申し上げたほかに、例えば医療の現場でどれだけ虐待を発見できるかということがあるかと思っております。小児・学童などの場合、たまに怪我をして、医療機関にやってくることもあります。高齢者と障がい者の場合ですとほとんど受診しないという現状があります。

医師会の会員からの意見を聞いてみても、高齢者・障がい者が虐待を受けているというケース、あるいはネグレクトを受けている方はほとんど来院しないという問題があります。なお、小児に関しては、小児科の方で、小児科医会があり、そこで勉強会をかなりやっております。虐待を見つける努力をしているようです。

いずれにせよ、医療機関に来ていただくことが発見に至る第一歩ではあります。特に、身体への怪我は、医療のプロから見れば、どういう経過かわかります。ところが、加害者が保護者の場合、先ほどの報告にもありましたけれど、加害者が保護者という特殊事情がありますので、保護者の方が、なかなか自分から虐待を明らかにするような行動をとらないため、現場で発見することは難しいと思っております。

(菅野(弘)委員)

- 高齢者の虐待防止に向けた研修については、高齢者の虐待が多いという実態があるので、看護協会としても今後も引き続き研修を行っていく必要があると思われました。先ほどの県の報告で家庭の虐待が減少していると話があり、それは喜ばしいことだと思いましたが、コロナ禍でなかなか家庭に入れないうという話もありますので、本当にこれが正しい数字なのかと思ったところです。

また、訪問看護サービスは在宅に入って、利用者さんのお宅を訪問し、利用者さんの過ごし方を家族背景も含めて見る事が出来ますので、訪問看護師が虐待を早期に発見できるよう、きちっとしたアセスメントする力を養っていく必要があると思ったところです。

(3) その他

特になし

4. 閉会